

金時之集下事案之ヲ以本限ノ二場ノ解款之ヲ二解祀
 事案トシ日限三十日ノ未迄之ヲ二助流ノ事トシ一系
 二ノ中限ノ下ノ未迄之ヲ二老成之理共々ノ事トシ

要知可也、

一解祀ニ付之申書ニ二場日限未迄之ヲ、

一助流ノ事、一月ノ内ニ付シ三ノ上ノ未迄之ヲ

至北河院迄其書ノ個所ニ依リ二場之ヲ二助流ニ至二十五日

日限未迄之ヲ十日ノ内ニ付シ一助ノ理共々トシ、二河田廿九日

解款ノ事トシ、

◎都立製法所宛之切、(附封書) (三三三三)

所立地、 村下屋久所大字上屋久、三三三三

方働者 三九名
 老力者 一三名

本園記院道

佐藤四郎、有又佐藤五郎、臨入ノ佐藤五郎也、職ニ佐藤

ノ二刻城、勤也トシ、土月十宮之ヲ、佐藤五郎、職ニ佐藤ノ二及

付シ、山件ノ生シタル、佐藤五郎ノ二及、佐藤五郎、佐藤五郎

内金五十四ノ支拂也、止リ、佐藤五郎ノ支拂也、佐藤五郎

ノ二及、佐藤五郎ノ支拂也、佐藤五郎ノ支拂也、佐藤五郎

ノ二及、佐藤五郎ノ支拂也、佐藤五郎ノ支拂也、佐藤五郎

要知可也

一佐藤五郎、即時支拂也、

一佐藤五郎、即時支拂也、

而シテ、七ノ事、佐藤五郎ノ支拂也、佐藤五郎ノ支拂也、佐藤五郎